

理事長 新谷友良

東京都福祉局との懇談会

協会ニュースがお手元に届くころには終了していますが、7月12日に東京都福祉局との懇談会が開催されます。過去には、毎月開催されていたという東京都との懇談会ですが、近年は原則年に1回、翌年度の予算要望を中心に7月ごろに開催されるのが多くなっています。この東京都との懇談会を踏まえ、8月・9月と都議会各政党との予算ヒアリングに臨みます。協会の施策要望を都の予算にまた、長期的な施策に反映させる重要な機会です。

この原稿執筆時点では、法案の趨勢が定かではありませんが、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法は、都道府県の地域生活支援事業に新たな事業を加えています。重要なのは、都道府県が行う地域生活支援事業として、①専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣 ②区市を超えた手話通訳者・要約筆記者派遣の区市間の調整業務と広域的な派遣事業、が加わっていることです。障害者総合支援法が成立すると、これらの事業は東京都の事業となります。協会がここ数年来東京都に求めている要約筆記者の広域的な派遣事業が法律に明記されることとなります。

今回の東京都との懇談会は、上記の点が大きなテーマになりますが、それ以外にも災害対策や福祉のまちづくり、手話講習会を中心としたコミュニケーション学習施策など多岐にわたります。また、東京都との懇談会と並行して、皆さまのお住まいの区市でも来年度の施策についての懇談会や予算ヒアリングが実施されると思います。障害者施策は国・都道府県・市町村の施策を上手に組み合わせる必要がありますが、本来都が実施すべき事業を区市に任せてしまったり、区市が行うべき事業を都の事業としてしまったりする事例が多くあります。少しぐらいお門違いでも、私たちの考え、要望を住んでいる区市の行政に、また東京都に持ち出すことで施策の狭間を埋めることが私たち当事者に課せられた課題と考えています。